

八代市立博物館未来の森ミュージアムカフェ出店者募集要項

令和7年6月

1 趣旨

八代市立博物館未来の森ミュージアムは、八代の歴史と文化に関する資料を収集・調査し、展示する歴史博物館として、市内外から年間2～3万人の方々に利用されている施設です。博物館では、本館の魅力をより一層高め、利用者にくつろぎのひと時を提供することを目的に、博物館内のカフェにふさわしい軽食等の飲食サービスを提供できる出店者を募集します。

2 施設の概要

(1) 施設

- ア 施設の名称 八代市立博物館未来の森ミュージアム
- イ 住 所 八代市西松江城町12番35号

(2) カフェ

軽食・喫茶向きの設備規模となっています。

- ア 客席 24席

- イ スペース 71.84㎡

※厨房、カウンター、壁付ベンチ、固定テーブル3台、丸テーブル4台、椅子24脚

※専用の倉庫はありません。

ウ 備え付けの機材類

- ・電子レンジ 1台（アイリスオーヤマ製 フラットテーブル家庭用 IMB-F181-6）
- ・冷蔵ショーケース 1台（ホシザキ小型冷蔵ショーケース USB-50BTL1 型）
- ・冷凍冷蔵庫 1台（ホシザキ業務用テーブル型冷蔵庫 RFT-150SFN）
- ・製氷機（取付） 1台（ホシザキ全自動製氷機 IM-35L-1 型）
- ・電気コンロ 1台（National IH クッキングヒーター KZ-K221C）

※ガスは配管済みですので、ガスコンロを使用したい場合は持ち込み可能です。

3 営業条件や行政財産の使用等

(1) 営業日時

①営業日

原則、開館日が営業日となり、閉館日が休みとなります。

閉館日以外の休みも可能ですので調整されてください。

②営業可能時間

午前9時から午後5時まで

③博物館の休館日

- ・月曜日（月曜が祝日・振替休日の場合はその翌日）
- ・年末年始（12月29日から1月3日まで）
- ・全館くん蒸作業による臨時休館（令和8年度は未定です）
- ・その他、館の管理運営上、必要な臨時休館
（例）台風接近による臨時休館

（2）運営方法

博物館はカフェ施設の使用を許可し、出店者が自己の責任で営業を行います。このため、カフェの売上げ代金は出店者に帰属し、カフェの営業に係る経費はすべて出店者の負担とします。損失が生じてても出店者に帰属します。

（3）行政財産の使用許可（貸付期間）

令和8年4月1日から令和9年3月31日とします。

※ただし、更新可能とします。

（4）使用料・光熱水費の納入

出店者は毎月、前月の売上月報を翌月5日までに博物館へ提出し、売上額の100分の4の額に消費税相当額を加えた額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）を使用料として市に納付します。

ただし、令和8年度営業開始日から半年間の使用料は免除とします。

また、店舗で使用する光熱水費（電気、上下水道料）も出店者の負担とします。

ガスコンロを使用される場合は、ガス代やガス警報器は、ガス供給会社（九州ガス株式会社）と出店者との直接契約となります。

（5）家具・厨房器具等

テーブル、椅子等の備品及び厨房器具一式は無償貸与とします。ただし、博物館が準備した以外の設備及び備品等の設置は博物館と協議になります。

（6）留意すべき事項

- ・施設はカフェの営業及びこれに付随する業務のために使用し、その他の用途には使用できません。
- ・メニューは事前に文書をもって博物館へ届け出され、承認を受けるものとします。
- ・メニューは、料理の臭いが強く残らず、展示室まで影響しないものとします。
- ・アルコールの提供は原則認めません。
- ・博物館内での営業であるため、博物館側からの細かな申し入れにも柔軟に対応してください。
- ・食品衛生許可をはじめ、営業許可に必要なものは出店者の負担になります。
- ・火気の取り扱いには細心の注意を払ってください。
- ・害虫が発生することのないよう衛生管理には、常に細心の注意を払い、清掃や整理整頓を常に行ってください。
- ・営業に伴い発生するごみ等は、日々持ち帰り処理してください。

- ・出店者をはじめとする関係スタッフや来店者に対して、新型コロナウイルスなどの感染症への対策を必ず行ってください。必要な経費は出店者の負担になります。
- ・施設の改修は原則認めません。
- ・退去する場合は、契約が終了する期日までに、出店者の負担で原状復旧して引き渡すこととします。
- ・出店者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはいけません。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければなりません。契約終了後もまた同様とします。

4 応募資格

応募資格は、次の要件を全て満たす者としてします。

- (1) 博物館の設置目的を理解し、管理運営に協力できること。
- (2) 税金を滞納していない者
- (3) 飲食・喫茶業を経営もしくは従事した実績が概ね1年以上ある者
- (4) 八代市契約等からの暴力団等排除措置に関する要綱（平成20年八代市告示第103号）第2条第4号に規定する暴力団等に該当する団体又は第5号に規定する暴力団等関係者に該当する者でないこと。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- (6) 食品衛生法に基づく営業の禁止、停止命令又は改善命令等の行政処分を過去3箇年の間、受けていない者

5 提出書類及び提出部数

下記の表の提出書類①～⑥の正本（原本）1部をご提出ください。

提出書類	概要
①運営計画書（様式1）	出店にあたっての基本的な考え方、メニュー計画、提供価格、経営、広報等
②宣誓書兼個人情報の取扱いに関する同意書（様式2）	
③納税証明書	
④履歴書	企業の場合は営業経歴書や会社概要が分かるもの
⑤営業許可書または営業許可を受けていることを証明できる書類の写し	現在、店舗を経営されている場合
⑥直近概ね3箇年の決算等、経営状況が判断できる書類（任意様式）	

6 申請書の提出方法及び提出期間

(1) 提出先

八代市立博物館未来の森ミュージアム 管理係

〒866-0863 八代市西松江城町12-35

TEL 0965-34-5555

(2) 提出期間

令和7年6月2日(月)から9月1日(月)の平日の午前9時から午後5時までとします。

(3) 提出方法

博物館事務室へ直接持参又は郵送(書留郵便)によるものとします。ただし、郵送の場合は、提出期間最終日の午後5時必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しません。また電子メールやFAXでの提出は認めません。

(4) 注意事項

- ・申請書提出に要する経費等はすべて申請者の負担とします。
- ・提出書類はお返しできません。
- ・提出後の書類の追加・修正は認めません。
- ・提出された書類は必要に応じ複写します。
- ・博物館でコピーはできませんので、写しが必要な方は、前もってコピーをとられてください。
- ・これまで応募された方であっても提出書類は全て揃えてご提出ください。

7 質問事項等の受付及び回答

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間

令和7年6月2日(月)午前9時から8月18日(月)午後5時までとします。

(2) 受付方法

八代市立博物館管理係へ、下記のメールかFAXでご質問ください。

質問内容や回答は、八代市のホームページに随時掲載いたします。

◎代表メール museum@city.yatsushiro.lg.jp

◎FAX 0965-33-9200

(3) 施設現場の確認

質問受付期間中、現場を確認されたい場合は、必ず事前に連絡いただき日程等を調整ください。場合によっては対応できない場合がありますので、お早めにご連絡ください。

8 選定方法

書類審査および面接による選定を行い、令和7年9月下旬頃に最終決定を行います。

書類審査及び面接の結果、点数が6割を超え、かつ最も高い点数の者を出店者として選定します。受託候補者の次点として、評価の結果が第2順位及び第3順位の者を、それぞれ優先交渉権が第2順位及び第3順位の者として選定します。

(1) 書類審査基準

評価項目	具体的内容
企画提案	・出店にあたっての基本的な考え方が、博物館の趣旨に合致し、博物館の魅力を発信できるような内容となっているか。 ・博物館の館内カフェにふさわしい飲食サービスを提供できる内容となっているか。 ・メニューの価格は適切か。 ・出店が博物館のイメージアップに繋がるものか。
集客対策	・効果的な集客対策が講じられているか。
運営体制	・本業務を遂行するに当たり、十分な人員を確保できる体制となっているか。 ・博物館との協力体制が構築できるか。 ・接客や接遇に対しての対策が適切に行われているか。
経営	・公共施設として相応しい営業ができるか。適切な経営ができるか。
類似実績	・飲食や喫茶業の経験や経営の実績があり、効果的な業務遂行が可能か。

(2) 面接

令和7年9月中旬頃に実施予定です。面接の日時や場所については、後日連絡いたします。応募が1者のみでも面接は実施します。

9 無効又は失格

本募集要項に記載している他、以下の事項に該当する場合は、無効又は失格とします。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期間などが守られなかったとき
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) 面接の開始時刻に遅刻した場合、または不参加の場合
- (6) 関係者に対し、評価の公平性に影響を与える接触を行った場合
- (7) その他、面接の結果及び、審査を行うにあたって不適当と認められたもの

10 選定結果の公表

選定結果は、申請者に文書で通知します。

11 留意事項

次の場合には、出店者としての決定を取り消すものとします。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産使用許可申請の手続きに応じなかったとき。
- (2) カフェの適切な運営が履行できないと判断したとき。
- (3) 提出された書類に虚偽が判明したとき、または著しく社会的信用を損なう等により、事業者としてふさわしくないと判断したとき。

12 業務の引継ぎ等について

出店者の開店や撤収にかかる経費は出店者の負担とします。

なお、契約期間の終了もしくは契約の取り消しにより、次期出店者に業務を引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく出店者が営業を遂行できるように引き継ぎを行うものとします。

問い合わせ先

八代市立博物館未来の森ミュージアム管理係 担当：永山・市村

〒866-0863 八代市西松江城町12-35

TEL 0965-34-5555 FAX 0965-33-9200

代表メール museum@city.yatsushiro.lg.jp